

住民税非課税世帯に対する
給付金(1世帯あたり7万円)のご案内



- 価格高騰重点支援給付金(1世帯あたり7万円)は、住民税均等割非課税世帯を支援する給付金です。
- 給付金を受給するためには、手続きが必要です(手続き後、約1ヶ月以内に振り込まれます)。

給付金の支給額

1世帯あたり7万円

手続きの期限

令和6年4月30日(火)

※当日消印有効 期限を過ぎると給付金を受け取れません。

給付金の支給手続き

支給対象となる世帯(①②両方があてはまる世帯)

- ①令和5年12月1日現在、深谷市に住民登録されている世帯
- ②世帯全員の令和5年度分の「住民税均等割が非課税」の世帯

- 記入例を参考に、申請書に必要事項を記入してください。
- 裏面の【誓約・同意事項】を確認し、チェックをつけてください。
- 本人確認書類、受取口座が確認できるもの(通帳やキャッシュカード)のコピーを添付し、申請書を返信してください。



住民税非課税世帯に対する給付金の

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください!



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、最寄りの警察署(深谷警察署:048-575-0110、寄居警察署:048-581-0110)か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

お問い合わせ

深谷市給付金コールセンター 受付時間 平日 8:30~17:15
TEL:048-571-1211(代表) FAX:048-580-3182

